

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蛭川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。



**EXPO
2027**
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)

開催地：神奈川県横浜市

主催：公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会



GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する 5 つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる 3 つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

各地区連合町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和 6 年 4 月 18 日(木曜日)から令和 6 年 5 月 31 日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送（切手不要）

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。（概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。）

③FAX

045-550-3916

④電子メール

mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

（※電話によるご意見は受け付けておりません。）

⑤持参

受付時間 8時45分から17時まで

みどり環境局公園緑地管理課
担当 関本、井上、入本
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様公園をより一層ご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりやこどもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲こどもログハウスのリノベーション

横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

このハガキは使用できません

差出日 令和6年5月31日まで
〒220-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】 個人(住民) その他(事業者等)

【住所】 横浜市 _____ 区 横浜市外

【年代】 ~9歳 10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代 50歳代
 60歳代 70歳代 80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

週1回以上 週1回未満~月1回以上
 月1回未満~年1回以上 年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて
ご意見をお聞かせください。
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111ffed/start>

お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課
電話番号: 045-671-2642



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。



1 これまでの経過

(1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- 「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

(2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

ア 禁煙の試行結果

- 駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- 天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

イ 現地アンケート調査結果

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- 従前から喫煙者が少ないこども自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- 駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- 改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- 条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) **喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。**
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



▲ 試行中の公園の様子

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 7 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 7 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 令和 6 年度の変更点

・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

5 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

令和6年4月19日

自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

令和7年度自治会町内会館整備費補助について（お知らせ）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度（来年度）自治会町内会館整備費補助金の予算編成について、審査の時期になりました。

つきましては、令和7年度（来年度）に会館整備を予定し、補助金の活用を予定している自治会町内会は、FAXもしくはメールにて御連絡下さいますようお願いいたします。

注）公園集会所の整備の場合は、事前に、環境創造局公園緑地管理課及び鶴見土木事務所との調整が必要です。別途、御相談下さいますよう、お願いいたします。

地域振興課 澁谷 行

(FAX 510-1892 メール tr-chikatsu@city.yokohama.jp)

1 自治会町内会名 _____

2 会 長 名 _____

3 連 絡 先 _____

4 予定整備内容（○をして下さい）

- ① 新築・購入
- ② 増築
- ③ 耐震補強工事
- ③ 修繕

※5月27日（月）までに送信下さい。

☆受領後、申請に必要な書類をお送りします。

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合(※)

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、高橋、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

お気軽にご相談ください

導入費用の2/3を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

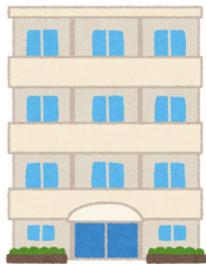
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

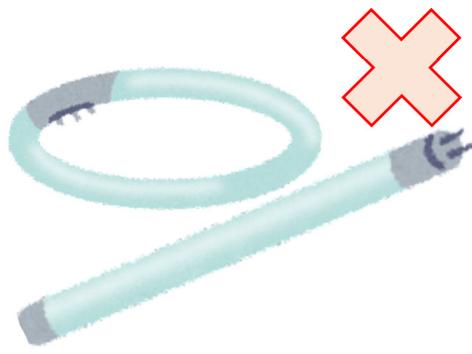
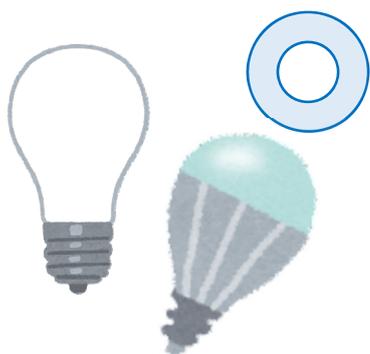
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

3 リーフレットの概要

(1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどんなところ？」

(2) 仕様、デザイン

大きさ：A4 三つ折り

下記写真のとおり



4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

初期消火器具設置費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、令和6年9月30日（月）までに鶴見消防署または各消防出張所に御提出をお願い致します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

(1) 受付期間：令和6年4月1日（月）～9月30日（月）

(2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、鶴見消防署または各消防出張所に御提出をお願い致します。

※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。また、鶴見消防署や各消防出張所でお渡しすることも可能です。



「横浜市 初期消火器具」で検索

5 補助の対象経費

(1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合

初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。

(2) 初期消火器具の一部更新設置の場合

消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

6 お問い合わせ先

申請要件や書類等のお問い合わせは、下記担当あてご連絡ください。

鶴見消防署 総務・予防課予防係

担当 岸、島田

電話/FAX 045-503-0119

メール sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

令和 5 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量【単位：トン】

※いずれも速報値、表示単位未満を四捨五入したもの

		燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 5 年度	市内	515,437	53,258	50,256
	区内	39,539	4,252	3,609
令和 4 年度	市内	534,545	54,897	52,107
	区内	40,908	4,385	3,784
増減	市内	▲19,108 (▲3.6%)	▲1,639 (▲3.0%)	▲1,852 (▲3.6%)
	区内	▲1,369 (▲3.3%)	▲133 (▲3.0%)	▲175 (▲4.6%)

家庭ごみが前年と比べ減少したことは、区民の皆さまが日々の生活の中でごみの減量にご協力くださっている表れであると考えています。令和 6 年度も引き続きごみの減量にご協力いただけるよう、分かりやすい情報提供に努めるなど、取組を進めていきます。

2 令和 6 年度に向けて

市民の皆さまが日常生活を安心して送ることができるよう、引き続きごみの収集・運搬・処理・処分を着実に行っていきます。

また、本市では令和 6 年 1 月に新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ^{ごみ}5.3 計画」を策定しました。計画に基づきプラスチックごみの分別・リサイクル拡大を、令和 6 年 10 月に一部の区で、令和 7 年 4 月からは鶴見区を含めた全区で実施します。実施にあたっては、市民の皆さまに丁寧にご説明していきます。

担 当 : 地域振興課資源化推進担当
電 話 : 045-510-1689
FAX : 045-510-1892
Eメール : tr-shigen@city.yokohama.jp

お口のうるおい
チェック

口臭
チェック



歯みがき
教室

かむ力テスト
(そしゃく測定)

遊びにおいでよ

お口の健康 フェスティバル

2024年6月2日(日)

10:00~14:00

鶴見区役所 1階

横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20-1



お口の悩み
相談室



スタンプラリー
&
クイズ



歯科医師
歯科衛生士
による話

参加者
歯ブラシ300名
プレゼント



鶴見区歯科医師会 鶴見区役所 鶴見大学短期大学部歯科衛生科

お問い合わせ

鶴見区歯科医師会 つるみ区歯科医療連携相談室 070-4039-2626

令和6年度 共助のための防災活動支援事業



「共助」とは、皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動の意味です。

「みんなの町をみんなで守る」ことは、地域の皆さんにとって、最も効果的な防災対策です。

『共助のための防災活動補助金制度』は、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するための制度です。

※対象となる活動に指定がありますのでご注意ください。

～『共助のための防災活動補助金』の概要～

□対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体

□対象となる活動

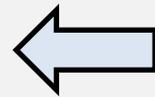
地域防災力の向上につながる活動のうち、**区が指定する取組**

※令和6年度は「妊産婦・乳幼児への防災支援」「災害時ペット」等
(詳細は次頁「3 対象となる取組」をご覧ください。)

□補助金額

上限 15 万円 (対象経費の 10 分の 9 以内)

【注 意】令和6年度内に完結すること。
令和7年度も継続して申請される場合は、
補助率が逡減される予定です。



申請書類は
こちらから

※詳細は次頁以降に記載しています。

■申請受付期間

令和6年4月19日(金)～5月31日(金)

※受付時間は8時45分～17時(土、日、祝日を除く)

■提出・お問い合わせ先

鶴見区役所総務課庶務係防災担当(区庁舎5階5番窓口)

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

《電話》045-510-1656 《FAX》045-510-1889

《Eメール》tr-bousai@city.yokohama.jp

まずは、防災担当までご相談ください!

共助のための防災活動補助金制度

1 目的

地域防災力の向上を目的として、地域の様々な団体や人々による共助のための自主的な活動を行う際の資金の一部を支援します。

2 対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体であること。
自治会・町内会等、PTA、NPO、ボランティアグループ、その他市民活動団体

3 対象となる取組

地域防災力の向上につながる活動であり、原則次の一覧に該当すること。

～令和6年度の変更点について～

「妊産婦・乳幼児を対象とした取組」を対象となる取組に追加します。

取組	例
①避難場所の多様化・分散化 (在宅避難含む)に寄与する取組	・在宅避難啓発チラシ作成 ・地域施設等と連携した災害時避難場所の確保
②地域特性(災害時リスク)に応じた 防災・減災対策	・防災まち歩き ・地区ごとの防災マップ作成、防災訓練の実施
③小・中学生等を対象とした取組	・防災講座、教材の購入、啓発イベントの開催
④災害時ペットに関する取組	・ペット同行避難の啓発活動 ・飼い主間のコミュニティづくり
⑤災害時要援護者支援対策	・安否確認カードの作成 ・要援護者避難訓練
⑥マンション管理組合における防災活動	・マンション管理組合における防災マニュアルの作成 ・資機材や倉庫、マンホールトイレ等設備の充実化
⑦外国人等への防災支援活動	・外国人を対象とした防災セミナーの開催 ・外国語での啓発チラシ作成
NEW ⑧妊産婦・乳幼児を対象とした取組	・妊産婦・乳幼児を対象とした防災セミナーの開催 ・妊産婦・乳幼児を対象とした防災訓練の実施 ・妊産婦・乳幼児向け啓発冊子の作成

※原則として単年度で完結するものとします。

※上記に該当する場合であっても、次の①～④に該当する場合は、対象外とします。

対 象 外
① 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
② 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
③ 同一の企画内容で鶴見区・横浜市又は社会福祉協議会などの(本市以外の)他の団体からの補助を受けているもの
④ 代表者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員

4 補助内容

補助金額	上限 15 万円（対象経費の 10 分の9以内）
補助期間	単年度（補助金の交付決定を受けた年度とします。）

5 対象経費

	項目
①	事務費（消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、会議飲料費）
②	管理費（家賃、光熱費、人件費）
③	備品購入費、消耗品費（材料費等）
④	講師、指導者、協力者への謝礼
⑤	活動参加者に対する保険料
⑥	施設、機材などの使用料・賃借料
⑦	委託費（資機材点検、修繕、工事費）
⑧	その他必要と認めるもの

- ・親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接、活動や取組にかかる経費でないものは対象外とします。
- ・本補助金を利用した同様の備品の購入は、原則3回までとします。
- ・領収書（レシート）の日付が、「補助金交付決定通知書」の日付以降の経費が対象となります。
- ・事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。
- ・公共施設（公園等）を使用する活動の場合はあらかじめ施設管理者の許可・承認を得てください。

6 申請方法

◇次の申請受付期間中に、提出書類を区役所総務課庶務係防災担当へ提出してください。

※書類提出の前に、まずは区役所総務課庶務係防災担当にご相談ください。

申請受付期間	令和6年4月19日（金）～5月31日（金）	
	受付時間：8時45分～17時（土・日・祝日は除く）	
提出場所	鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎5階5番窓口）	
提出書類	①	補助金交付申請書
	②	事業計画書
	③	収支予算書
	④	団体概要書（申請者が法人の場合）
	⑤	その他区長が必要と認めるもの
各様式については、鶴見区役所ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html		



7 対象事業の公表

◇対象事業の概要及び団体名等は、ホームページ等により公表します。

◇提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

8 審査

◇事業内容・補助対象経費は、次の視点により審査し、予算の範囲内で補助します。

項目	説明
防災についての課題	地域防災の課題を具体的に捉えているか
防災に対するニーズ	地域のニーズを反映しているか
計画性	計画した活動内容や経費等が適切で、年度内に実現できる計画か
企画力	事業を実施するうえで、工夫やアイデアがあるか
継続性	事業を実施するうえで、次年度以降も発展・継続することは可能か

9 スケジュール

	申請者	区役所
4月	<p>区民の皆さんにお知らせ (自治連合会、ホームページ等)</p> <p>申請書提出</p>	<p>募集の開始 (4/19)</p>
5月		<p>募集の締め切り (5/31)</p>
6月	<p>活動開始</p> <p>補助金請求</p>	<p>審査、交付決定</p> <p>交付 (不交付) 決定通知書 (中旬)</p> <p>補助金交付 (中旬～下旬)</p>
7月	<p>活動期間</p>	
3月	<p>実績報告</p>	<p>補助金確定通知</p>
4月	<p>精算期間</p>	<p>精算期間</p>

【注意】事業終了後は、すみやかに実績報告を行ってください。

10 令和5年度 補助金交付団体の具体的な活動事例

No	団体名	事業目的	主な事業内容
1	鶴見レスキューパウス	災害時のペット同行避難における飼い主の責任、行政が発信している情報の周知及び逃げ遅れや避難を躊躇しないための備えについてセミナー等を通じて市民へ啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> ペット防災セミナーの開催 ペット防災スターキットの作成
2	シークレイン共同防火防災管理協議会	シークレインを利用するすべての人が、防災に関するイベントを通じて、共助の活動を活性化する。また、人命安全の確保を最優先課題と位置づけ、災害時のマンション住民の相互支援体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 防災コンサルティング 住民への啓発資料作成
3	特定非営利活動法人こんいちは・国際交流の会	日本で暮らす外国人が災害時に適切な対応を取れるように、実践的な防災の体験学習を提供し、活動を通して外国人の防災意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人のための防災教室開催

各 位

鶴見区地域振興課資源化推進担当課長

「鶴見クリーンキャンペーン 2024」の実施について（依頼）

日頃から、街の美化に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、区内の自治会町内会、企業、学校、各種団体等にごみ袋や軍手等をお配りして、皆様の自主的な清掃活動の契機としていただく「鶴見クリーンキャンペーン」を実施しています。

今年度も以下のとおり実施します。貴団体におかれましても、この機会に地域での清掃活動を実施していただきたく、御協力よろしくお願いいたします。

1 スケジュール

年 2 回実施します。それぞれの期限までに、別紙「申込書」にてお申込みください。

	第 1 回	第 2 回
対象となる 清掃実施期間	6 月 1 日(土)から 7 月 31 日(水)まで	10 月 1 日(火)から 11 月 30 日(土)まで
物品配布日 (各回 3 日間の内いずれ かの日を選んでください)	5 月 28 日 (火) 6 月 3 日 (月) 6 月 6 日 (木)	9 月 27 日 (金) 10 月 1 日 (火) 10 月 3 日 (木)
物品申込期限	5 月 22 日 (水)	9 月 20 日 (金)

2 物品配布の対象となる清掃

区内で行う地域清掃活動

※ただし、公園・敷地内のみの清掃活動は対象外です。

3 配布物品について

ごみ袋・軍手 ※希望数量が多い場合はお渡しできない場合があります。

4 受取り方法について

鶴見区役所 5 階 2 番窓口までお越しく下さい。

※受取日決定の連絡は行いません。申込書に記入した希望日にお越しく下さい。

5 クリーンキャンペーンによるごみの出し方について

「クリーンキャンペーンのごみ」であることを表示して、家庭ごみの集積場所に出してください。10 袋以上の場合には、資源循環局鶴見事務所（電話：502-5383）まで御連絡ください。

裏面あり

6 活動報告書の提出について

活動後は、活動時の写真を貼付した「活動報告書」をご提出ください。
第1回分については令和6年9月30日(月)まで、第2回分については
令和7年1月31日(金)までを目途に提出をお願いします。

7 よくあるご質問

(1) 申込期限を過ぎてしまったが、申込可能か？

→申込期限を過ぎてしまった場合も、申込をお受けできる場合があります。
まずは担当までご相談ください。

(2) トングやたすきの貸出しはないか？

→トングについてはお貸しできる場合がありますので、区役所までご相談ください。
たすきの貸出しは行っていません。

(3) 配布物品が余った場合はどうしたら良いか？

→原則返却は不要です。少量でしたら、日頃行っている清掃活動にお
使いください。
大量に余った場合や、使う見込みがない場合は、担当までご返却ください。

【担当】申込書送付先・お問い合わせ先
鶴見区地域振興課 資源化推進担当 櫻井、阿部
F A X : 045-510-1892
郵 送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1
メール : tr-shigen@city.yokohama.jp

まちのキレイが 海のキレイに
つなげよう未来への∞(ループ)

8市連携 海洋プラスチックごみ削減キャンペーン

横浜市・川崎市・横浜質市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・大和市・町田市

まちなかでの生活が環境保全につながり、海や川をきれいにし、きれいな海が未来へつながっていく

第1回 鶴見クリーンキャンペーン2024 申込書

◎実施期間 : 6月1日(土)から7月31日(水)まで

◎配布日 : 5月28日(火)、6月3日(月)、6月6日(木)のいずれか

◎申込締切日: 5月22日(水)

■太枠内をご記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団体名 (自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)			
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載→			
	担当者 氏名		担当者 電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	5月28日(火)	午前・午後
		6月3日(月)	
		6月6日(木)	

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回		
		日 時	清掃日	月 日 ()	
			定例的な場合	毎週	曜日
				毎月 第 週目の	曜日
		その他 ()			
		場所			
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人			

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛

FAX: 045-510-1892

郵送: 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

メール: tr-shigen@city.yokohama.jp

【担当】 資源化推進担当 櫻井、阿部

電話: 045-510-1689

第2回 鶴見クリーンキャンペーン2024 申込書

- ◎実施期間 : 10月1日(火)から11月30日(土)まで
◎配布日 : 9月27日(金)、10月1日(火)、3日(木)のいずれか
◎申込締切日 : 9月20日(金)

■太枠内をご記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団体名 <small>(自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)</small>			
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載→			
	担当者 氏名		担当者 電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	9月27日(金) 10月1日(火) 3日(木)	午前・午後

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回	
		日 時	清掃日	月 日 ()
			定例的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
		その他 ()		
場所				
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人		

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
FAX : 045-510-1892
郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
メール : tr-shigen@city.yokohama.jp

【担当】資源化推進担当 櫻井、阿部
電話 : 045-510-1689

「鶴見クリーンキャンペーン2024」活動報告書

団体名 ○○自治会

記入例

1 日時 令和○年○月○日(木)
9:00 ~ 11:00

2 場所 鶴見川△△公園 周辺

3 参加人数 30 人

4 コメント・PR・感想等

鶴見川はよく利用していますが、草が伸びていて、ごみも気になっていました。周囲に声をかけると、多くの方が手伝ってくださって、早くきれいになりました。

5 活動写真 (写真にコメントを添えてください)



伸びている草は、皆で鎌でかったり、引っこ抜いたりしました。



刈った草を集めています。



斜面の作業は、安全第一で互いに声を掛け合いながら行いました。皆で力を合わせて作業しました。

※写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、メール・持参・郵送の方法での提出を推奨しております。

令和6年4月19日

鶴見区地区連合町内会長 様

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 宮野 昌夫

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開会式への御出席について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度令和6年の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月18日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民フェスティバルの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

令和6年度からはこれまでの6地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区）に加え、新たに矢向地区連合が実行委員会に加わり、新体制で運営をしております。三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指しております。

開催にあたり、今年度も地域の皆様のご協力により多くの模擬店が出店されるほか、複数のステージイベントも予定しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、フェスティバル当日の開会式に御来賓として御出席賜りたく、お願い申し上げます。

なお、お手数ですが、出欠確認票により5月7日（火）までに出欠の御回答をお願いいたします。

記

1 日 時：令和6年5月18日（土）

開会式：9時30分～9時55分（予定）

フェスティバル：9時30分～16時00分

※荒天の場合は中止とし、順延はありません。

※中止の場合は当日6時ごろ区ホームページに掲載します。また、8時以降、横浜市コールセンター（Tel. 045-664-2525）でも御案内します。

2 会 場：県立三ツ池公園 多目的広場内ステージ（公園北門側）

※当日は9時20分までに多目的広場内の本部テントにお越しください。

3 駐車場：お車でお越しの場合は、事前に駐車承認証をお渡ししますので、5月7日（火）までに下記担当まで御連絡をお願いいたします。

以上

（連絡先・問合せ先）

鶴見区地域振興課 妹尾、池田

電話：510-1695 FAX：510-1892

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル
開会式

① 出席

② 欠席

※ いずれかを○で囲んでください。

御 芳 名 _____ 様

送信先

FAX 番号 : 5 1 0 - 1 8 9 2

鶴見区役所地域振興課区民活動支援係 行き

※5月7日（火）までにご返送お願いします。

■三ッ池公園フェスティバル・会場エリア



令和6年度三ツ池公園フェスティバル
多目的広場レイアウト予定図
(略称あり)

←野球場へ

トイレ

駐輪場

スタンド観客席(階段)

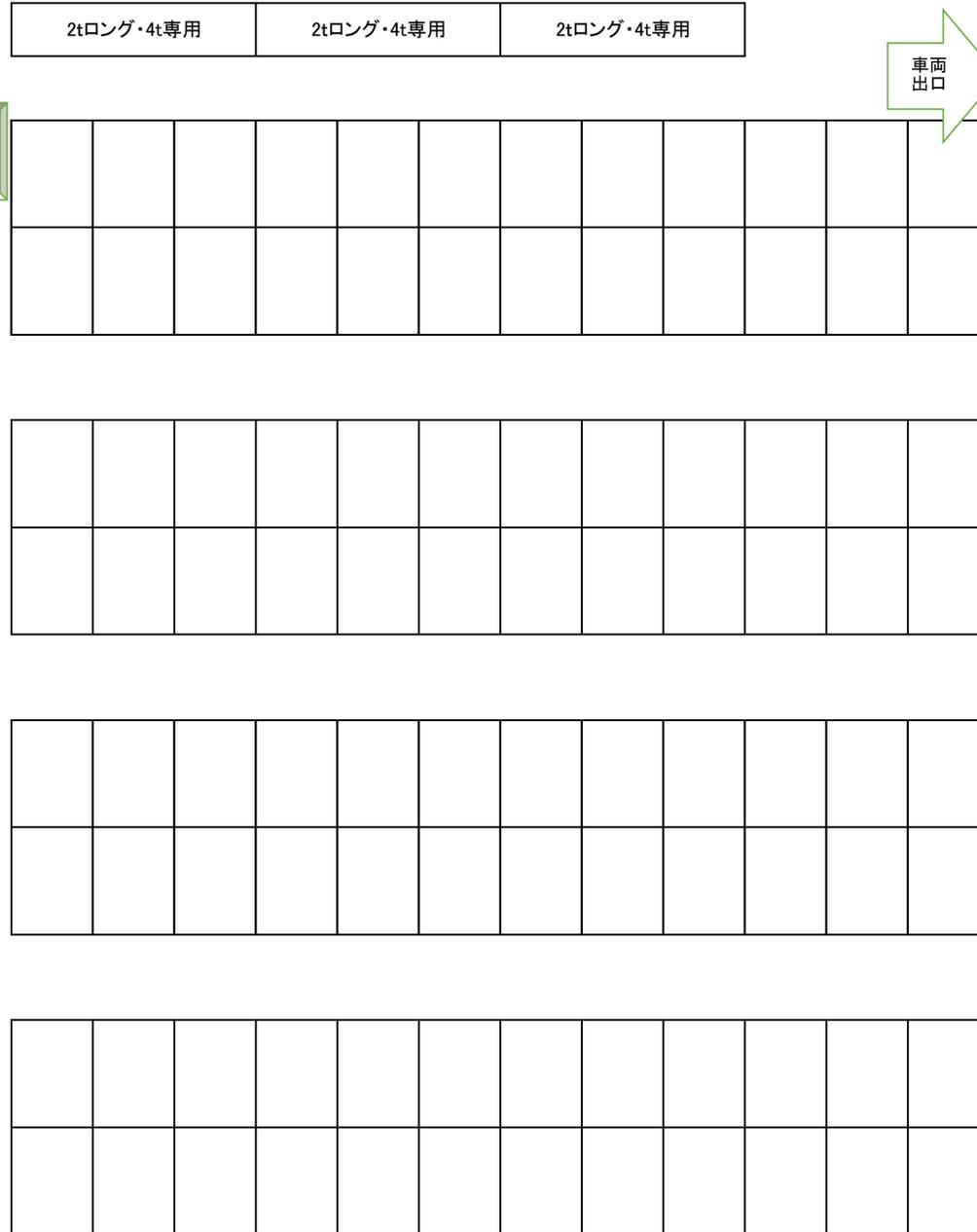
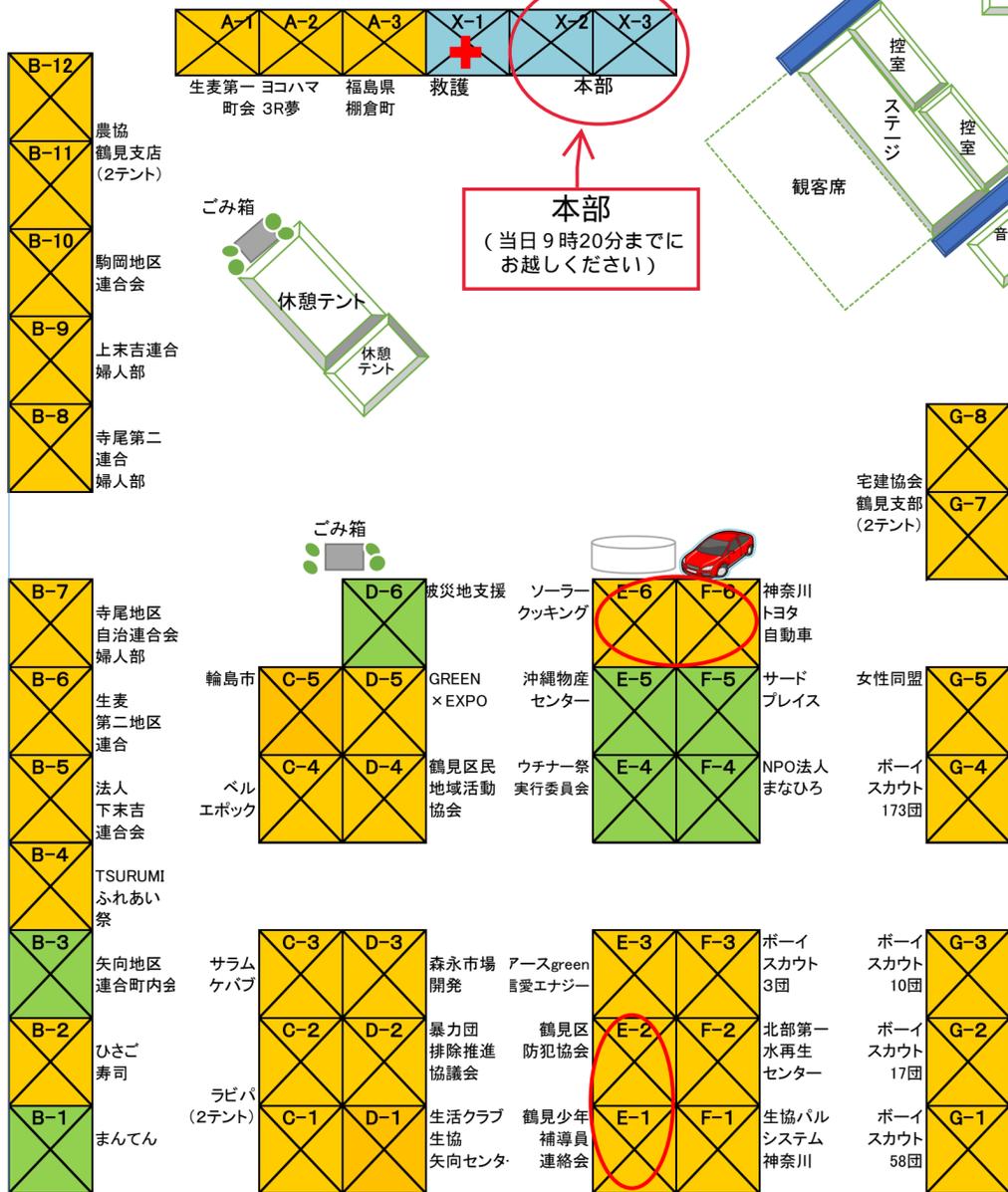
ごみ箱

消防署・消防団テント

消防署 北門受
AEDテン 付テント

流し台

協賛看



更衣室
(着ぐるみ用)

令和6年4月19日

鶴見区自治会・町内会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 宮野 昌夫

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの御案内について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度令和6年の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月18日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民フェスティバルの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

令和6年度からはこれまでの6地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区）に加え、新たに矢向地区連合が実行委員会に加わり、新体制で運営をしております。三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指しております。

開催にあたり、今年度も地域の皆様のご協力により多くの模擬店が出店されるほか、複数のステージイベントも予定しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、フェスティバル当日の開会式をはじめ、会場に御来場賜りたく、お願い申し上げます。

記

1 日 時：令和6年5月18日（土）

開会式：9時30分～9時55分（予定）

フェスティバル：9時30分～16時00分

※荒天の場合は中止とし、順延はありません。

※中止の場合は当日6時ごろ区ホームページに掲載します。また、8時以降、横浜市コールセンター（Tel. 045-664-2525）でも御案内します。

2 会 場：県立三ツ池公園

開 会 式：多目的広場内ステージ（公園北門側）

フェスティバル：多目的広場（模擬店・ステージ）、野球場（こども遊びゾーン）

園内通路・パークセンター前（模擬店）

※駐車場の御用意は致しかねます。何卒、御理解・御協力をお願いします。

以上

（連絡先・問合せ先）

鶴見区地域振興課 妹尾、池田

電話：510-1695 FAX：510-1892

東部方面斎場（仮称）整備事業の進捗状況について（報告）

- 東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）について、令和6年4月1日に大成・松尾・渡辺建設共同企業体と仮契約を締結しました。
- 建築工事請負契約議案は、令和6年第2回市会定例会に提出します。
- 斎場供用開始時期を、これまでの令和8年10月から、令和9年3月中に変更します。

1 整備スケジュール（予定）

令和6年4月1日	建築工事 仮契約締結
5月	令和6年第2回市会定例会に契約議案を提出（財政局）
6月	契約議案の議決後に正式契約締結、 着工
	※以後、令和6年度中に関連設備工事5件入札予定
令和6～8年	建築工事
令和8年12月25日	完成
令和9年1～3月	開所準備
3月中	供用開始

2 供用開始時期変更理由

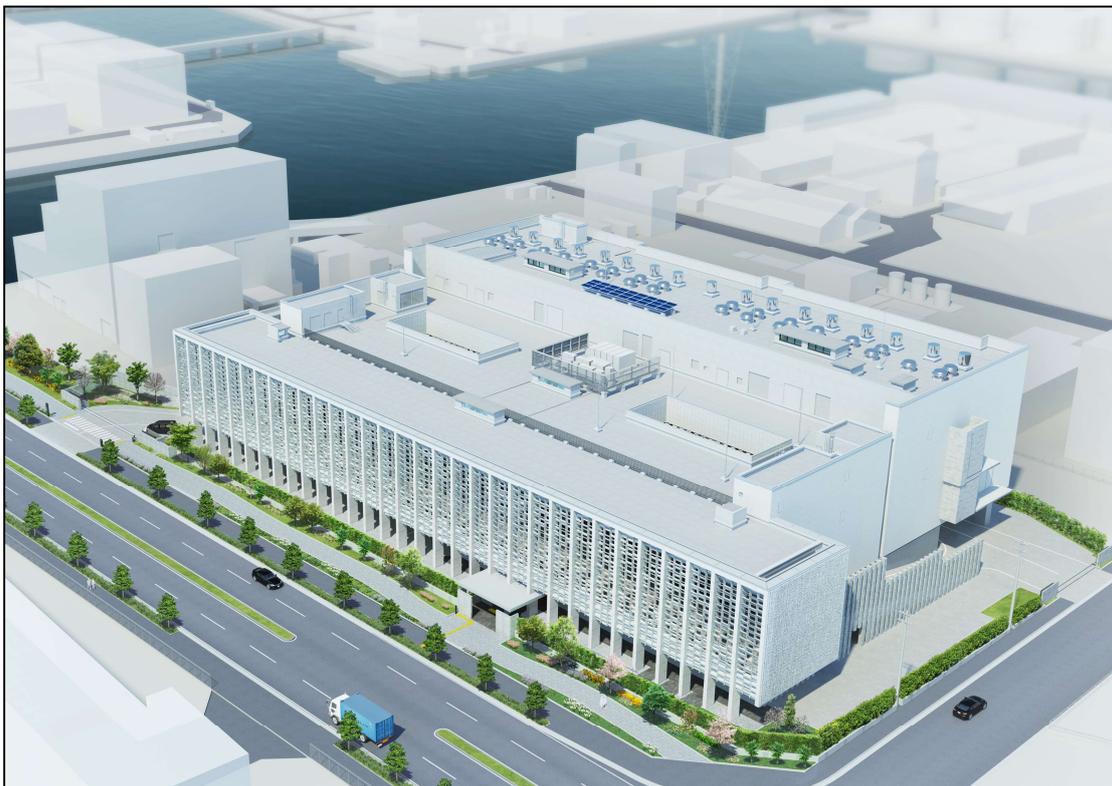
再入札手続により、建築工事の契約時期が令和6年2月から6月に変更となったことや、建設現場の人手不足など現在の労務環境の実情を考慮して工期を29か月から31か月に見直したことなどにより、これまでより約6か月遅れた供用開始を見込んでいます。

3 指定管理者選定スケジュール（予定）

令和7年5月	東部方面斎場（仮称）設置に関する「横浜市斎場条例」改正案を第2回市会定例会に提出
8月	事業者の公募・選定手続開始
令和8年5月	指定管理者の指定議案を第2回市会定例会に提出

◇施設イメージ

外観図



内観図



※外観図・内観図は設計図を基にしたイメージです

令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
横浜市	7,703	40	8,909	1,760	3	1,661
前 年	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年 比	211	2	426	26	-1	8
構 成 率				22.8%	7.5%	18.6%
神奈川県内	21,870	115	25,644	5,443	12	5,192
前 年	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年 比	772	2	1,262	38	1	-3
構 成 率				24.9%	10.4%	20.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323



鶴見消防署 インフォメーション



⚠️ たばこによる火災が増えています ⚠️

市内・区内共に火災原因ワースト1位はたばこです。たばこによる火災を防ぐために、吸い殻は必ず水をかけてから捨てましょう。また、布団等にたばこの火種が落下すると時間をかけて燃え広がる特性があるため気づくのが遅れます。絶対に寝たばこや布団の近くでの喫煙はやめましょう。

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

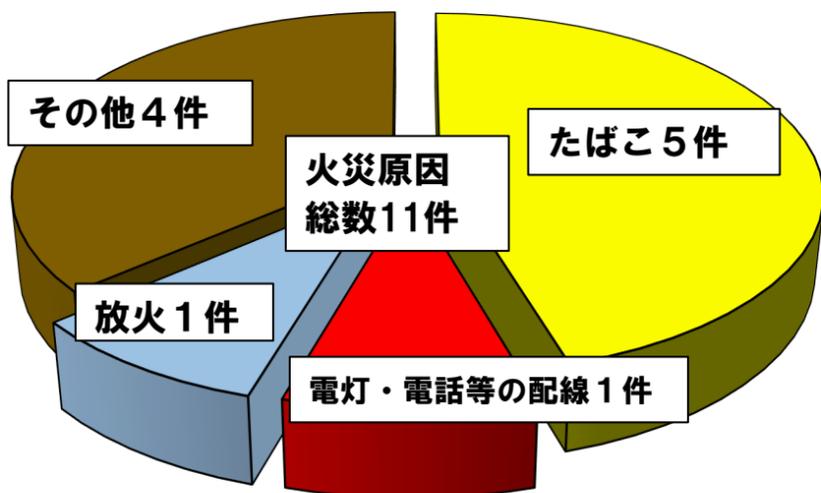
年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		11	20	△9
火災種別	建物	6	10	△4
	林野			
	車両	1	4	△3
	船舶			
	その他	4	6	△2
損害程度	焼損面積 (㎡)	68	271	△203
	死者			
	負傷者		5	△5
主な火災原因	たばこ	5	4	1
	電灯・電話等の配線	1		1
	放火(疑い含む)	1	2	△1
	その他	4	14	△10
救急件数		4,593	4,323	270
救急種別	急病	3,339	3,056	283
	交通事故	200	189	11
	一般負傷	743	746	△3
	その他	311	332	△21

◆ 横浜市内の災害・救急概況

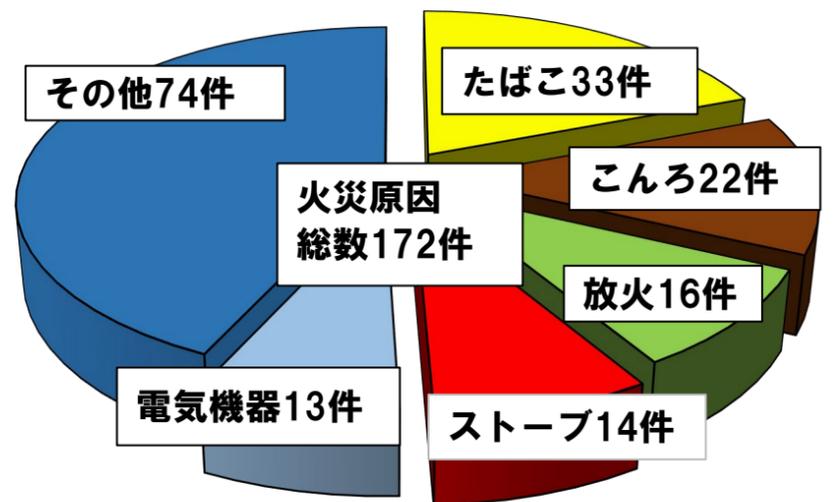
年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		172	208	△36
火災種別	建物	116	123	△7
	林野			
	車両	18	18	0
	船舶			
	その他	38	67	△29
損害程度	焼損面積 (㎡)	1,861	1,759	102
	死者	12	4	8
	負傷者	28	28	0
主な火災原因	たばこ	33	36	△3
	こんろ	22	18	4
	放火(疑い含む)	16	39	△23
	ストーブ	14	10	4
	電気機器	13	12	1
	その他	74	93	△19
救急件数		63,598	57,899	5,699
救急種別	急病	45,271	40,803	4,468
	交通事故	2,106	2,036	70
	一般負傷	11,660	10,722	938
	その他	4,561	4,338	223

(令和6年1月1日～3月31日速報値 昨年同期比較)

区内



市内



市内全域で火災による死者が増加しています！

令和5年中に横浜市内で火災による死者は14人発生しました。

令和6年に入り4月2日現在で既に13人の火災による死者が発生し**急増**しています。

火災原因別出火防止対策

◆ たばこ

- ・ 吸い殻は一旦水をかけてから捨てる。
- ・ 寝たばこ、布団の近くで吸わない。
- ・ 灰皿代わりにカップ麺の容器やペットボトルを使用しない。
- ・ ポイ捨て厳禁！喫煙は灰皿のある場所で！



◆ こんろ

- ・ 調理中はその場を離れない。
- ・ 油を使用しての調理では、消火には絶対水をかけない。
- ・ 厨房内の取り出しやすい場所に消火器を準備する。
- ・ 調理をする際、着火しやすい袖口の衣服は袖をまとめる。



◆ 放 火

- ・ 玄関、物置、門扉の施錠を確実にする。
- ・ 建物周囲に燃えやすい物を放置しない。
- ・ 夜間はセンサーライト等により死角を無くす。
- ・ 家庭ごみは、指定日の朝に指定場所に出す。



安全な避難

◆ 逃げ遅れを防ぐ

- ・ 屋外に通ずる各出入口等への通路は整理整頓しておく。
- ・ 住宅用火災警報器を定期的に点検し、設置後約10年経過している場合は、機器ごと交換する。
- ・ 119番通報は、避難後安全な場所から実施し、絶対に戻らない。



お問合せ：鶴見消防署 総務・予防課 予防係 ☎045(503)0119

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和6年4月
鶴見警察署 生活安全課
3月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	不同意性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和6年3月末	0	0	0	0	10	10	0	1	7	123	96	31	1	2	1	24	306
令和5年3月末	0	3	1	0	7	17	1	0	16	109	105	22	0	3	0	32	316
前年比	0	-3	-1	0	+3	-7	-1	+1	-9	+14	-9	+9	+1	-1	+1	-8	-10



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗						乗り物盗				非侵入盗						合計	特殊詐欺 (旧振り込め詐欺)	
	空き巣	忍込み	出店荒し	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き	部品ねらい	その他			小計
令和6年3月末	4	0	1	0	2	7	3	6	114	123	3	1	1	44	6	41	96	226	16
令和5年3月末	6	0	4	0	6	16	4	27	78	109	3	0	0	55	9	38	105	230	21
前年比	-2	0	-3	0	-4	-9	-1	-21	+36	+14	0	+1	+1	-11	-3	+3	-9	-4	-5

特殊詐欺被害総額 約4000万円

(※被害額は100,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 3人 約 2320万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 9人 約 900万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 3人 約 730万円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 1人 約 50万円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

鶴見警察署公式X (旧Twitter)
@4339_police



鶴見警察署
ホームページQRコード



	合 計	侵入盗					非侵入盗							乗り物盗				
		空き巣	忍込み	出店荒し	その他	合計	部品ねらい	工事場ねらい	車上ねらい	置きき	万引き	ひったくり	その他	合計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	合計
合 計	226	4		1	2	7	6	1	3	4	44	1	37	96	3	6	114	123
朝日町	2																2	2
安善町																		
市場上町	2																2	2
市場下町	2																2	2
市場西中町																		
市場東中町																		
市場富士見町																		
市場大和町																		
潮田町	3												2	2		1		1
江ヶ崎町	3												1	1			2	2
小野町	1																1	1
梶山	4																4	4
上末吉	5																5	5
上の宮																		
寛政町																		
岸谷	1			1		1												
北寺尾	4	1				1				2	1		3					
駒岡	15				1	1				9		1	10				4	4
栄町通	3																3	3
汐入町																		
獅子ヶ谷	6							1		3		1	5	1				1
下野谷町	6													1	1		4	6
尻手	10	1				1				2		1	3				6	6
下末吉	6															1	5	6
末広町																		
菅沢町	2																2	2
諏訪坂	1																1	1
大黒町																		
大黒ふ頭	1																1	1
大東町	1							1					1					
佃野町																		
鶴見	1								1				1					
鶴見中央	53						1	1		15		12	29		1	23	24	
寺谷																		
豊岡町	29								1	5		7	13			16	16	
仲通	7						1			2		1	4			3	3	
生麦	9				1	1	1			1		2	4			4	4	
浜町																		
馬場																		
東寺尾	5						1		1			1	3	1		1	2	
東寺尾北台																		
東寺尾中台	1															1	1	
東寺尾東台																		
平安町	3											1	1			2	2	
弁天町																		
本町通	5	1				1	1			1		1	3			1	1	
三ツ池公園	2															2	2	
向井町	1															1	1	
元宮	10							1		2		2	5		1	4	5	
矢向	14	1				1	1		1	2		4	5		1	10	8	
不明																2	2	

交通事故発生状況

令和6年4月
鶴見警察署 交通課

3月末概数

①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	140	0	10	143	153
5年	156	1	8	167	175
増減数	-16	-1	+2	-24	-22

②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
6年	5060	25	5859
5年	5213	29	5831
増減数	-153	-4	+28

③管内発生状況 (1月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	56	0	3	57	60
5年	56	1	2	60	62
増減数	±0	-1	+1	-3	-2

春は入園、入学の季節ですね。
正しい交通ルールを大人がしめし、事故のない鶴見区を作りましょう。



以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
6年	10	15	0	11	4	8	9	79	4
5年	14	11	0	5	9	6	10	96	5

⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
6年	9	27	13	15	29	25	22
5年	12	19	30	28	23	30	14



自転車事故多発中！
ヘルメットを着用しましょう。

⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
6年	3	1	6	11	16	18	14	16	18	23	10	4
5年	5	2	6	16	22	18	17	21	23	15	8	3

⑦町名別 (区内多発順)

	駒岡	鶴見中央	下末吉	生麦
6年	18	16	12	11
5年	10	20	13	14

※当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生が多い地区ではありません。



鶴見警察署
マスコット
キャラクター
かける&まい

⑧事故類型別

	車両同士						人对車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
6年	7	2	33	8	25	38	21	6	0
5年	10	4	21	35	29	19	21	16	1

⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
6年	8	46	43	38
5年	13	36	46	52

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。
自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう！

令和6年4月19日
4月区連会資料

鶴見区自治連合会定例会の開始時間の変更について（連絡）

標記、鶴見区自治連合会定例会（以下、区連会）の開始時間につきまして、
次回の5月区連会より以下の通り変更いたします。

変更前：午後1時30分

↓

変更後：午後2時00分

なお、開催日につきましては変更ございません。（令和6年度の予定は裏面参照）
急な変更となり、大変恐縮ですが、引き続き、ご出席、ご協力のほど、どうぞよろ
しくお願い致します。

【お問合せ】

鶴見区役所地域振興課地域振興係
小川、平山

TEL：045-510-1687

MAIL：tr-chikatsu@city.yokohama.jp

令和6年度 鶴見区自治連合会定例会日程

月	鶴見区自治連合会定例会			配送予定日	
4月	19日	金	8・9号室	23日	火
5月	17日	金	8・9号室	21日	火
6月	19日	水	8・9号室	21日	金
7月	19日	金	8・9号室	23日	火
8月	休 会				
9月	19日	木	8・9号室	24日	火
10月	18日	金	8・9号室	22日	火
11月	19日	火	8・9号室	21日	木
12月	19日	木	8・9号室	23日	月
1月	17日	金	8・9号室	21日	火
2月	19日	水	8・9号室	21日	金
3月	19日	水	8・9号室	24日	月

担当：鶴見区地域振興課

電話：510-1687